

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20250828製局第3号
令和7年9月10日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和7年8月28日付け警察庁丙組組一発第86号及び警察庁丙備企発第75号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和7年8月28日付け外務省告示第321号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和7年8月28日付け国家公安委員会告示第33号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISIL その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 渡邊

担当者：松本、宍戸

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機密性 1

警察庁丙組組一発第 86 号
警察庁丙備企発第 75 号
令和 7 年 8 月 28 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その 200)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 7 年 8 月 28 日付け外務省告示第 321 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」(令和 7 年 8 月 28 日付け国家公安委員会告示第 33 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：03-3581-0141）へ報告することについて周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・タリバーン国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第三百二十一号

三十四号を含む外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第

三百六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十

三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年八月二十二日に行つ

た決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三

第十号8(c)、第千三百九十九号2(a)、第千九百八十八号1(a)、

第五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を

次のよう改正する。

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

うに別令和七年八月二十八日、413、670及び723を次のよ

外務大臣 岩屋 毅

(別表)

【アル・カーイダ/ISIL (ダーイシュ) と関係を有する個人】

284. イブラヒム・アリ・アブ・バクル・タントゥーシ

IBRAHIM ALI ABU BAKR TANTOUSH

(original script: ابراهيم علي أبو بكر تنتوش)

国連参照番号: QDi.057

生年月日: 1966/2/2

出生地: al Aziziyya, Libya

別名: アブド・アルムフシン; イブラヒム・アリ・ムハンマド・アブ・バクル; アブドゥル・ラフマン; アブ・アナス; イブラヒム・アブバケル・タントゥーシェ; イブラヒム・アブバケル・タントゥーシ; アブド・アルムフシ; アブド・アルラフマン; アブデル・イラー・サブリ (南アフリカ旅券 434021161 と関連を有する同国偽造 ID 番号 6910275240086 と関係のある偽名。いずれの書類も没収済み。) Abd al-Muhsin; Ibrahim Ali Muhammad Abu Bakr; Abdul Rahman; Abu Anas; Ibrahim Abubaker Tantouche; Ibrahim Abubaker Tantoush; ' Abd al-Muhsi; ' Abd al-Rahman; Abdel Ilah Sabri (false identity related to fraudulent South African identification number 6910275240086 linked to South African passport number 434021161, both documents have been confiscated)

確定に十分でない別名: アルリビ Al-Libi

国籍: リビア Libya

旅券番号: リビア旅券 203037 (リビア、トリポリにて発行); リビア旅券 347834、Ibrahim Ali Tantoush の名で発行、2014年2月21日失効

住所: アフガニスタン Afghanistan (2014年6月時点)

国連制裁委員会による指定日: 2002年1月11日 (2006年7月31日、2006年10月4日、2011年5月16日、2015年7月10日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂)

その他の情報: アフガン支援委員会 (Afghan Support Committee (ASC)) (282. に指定した団体)、イスラムの遺産復興協会 (Revival of Islamic Heritage Society (RIHS)) (283. に指定した団体) 及びリビア・イスラム闘争グループ (Libyan Islamic Fighting Group (LIFG)) (174. に指定した団体) と関係を有する。写真及び指紋はインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。国連安全保障理事会決議第1822号 (2008年) に基づく見直しは2010年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

409. アル・アズハル・ベン・ハリーフア・ベン・アフメド・ルイン

AL-AZHAR BEN KHALIFA BEN AHMED ROUINE

(original script: الأزهر بن خليفة بن احمد روين)

国連参照番号 : QDi.150

生年月日 : 1975/11/20

出生地 : Sfax, Tunisia

確定に十分でない別名 : サルマン; ラズハル Salmane; Lazhar

国籍 : チュニジア Tunisia

旅券番号 : チュニジア旅券 P182583 (2003年9月13日発行、2007年9月12日失効)

ID番号 : 05258253

住所 : No.2 89th Street Zehrouni, Tunis, Tunisia

国連制裁委員会による指定日 : 2003年11月12日 (2005年12月20日、2007年12月21日、2009年1月30日、2011年5月16日、2016年2月23日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂)

その他の情報 : 2008年2月7日にイタリア・ミラノ上訴法廷にて、テロ組織に所属していたとして6年10ヶ月の懲役判決を受ける。2007年6月5日に、テロ犯罪に関わる組織に参加したとして、チュニジアの控訴裁判所が発した命令に従ってスファックス刑務所に投獄された (事件番号 9301/207)。2年15日の懲役判決を受け、2008年6月18日に釈放された。2008年7月時点で、イタリア当局は逃亡者として取り扱っている。2009年1月20日、イタリア当局は、テロ関連犯罪で3年4か月29日の刑を言い渡されたことを受け、拘置命令 (No. 70/2009 S. I. E. P) を発令した。

2010年時点で、チュニジアにおいて行政管理措置下に置かれている。国連安全保障理事会決議第1822号 (2008年) に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号 (2017年) に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

413. スレイマン・ジャセム・スレイマン・アリ・アブ・ガイス

SULAIMAN JASSEM SULAIMAN ALI ABO GHAITH

(original script: سليمان جاسم سليمان علي أبوغيث)

国連参照番号 : QDi.154

生年月日 : 1965/12/14

出生地 : クウェート Kuwait

確定に十分でない別名：アブ・ガイス Abo Ghaith

国籍：2002年にクウェート国籍を剥奪された。

旅券番号：クウェート旅券 849594（1998年11月27日クウェートにて発行、2003年6月24日失効）

国連制裁委員会による指定日：2004年1月16日（2008年7月23日、2011年6月10日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他の情報：2001年6月にクウェートを去り、パキスタンへ向かった。クウェート国籍は2001年に剥奪され、現在はアメリカ合衆国で収監されている。

国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

670. シャフィー・スルタン・モハンメド・アル・アジュミー

SHAFI SULTAN MOHAMMED AL-AJMI

国連参照番号：QDi. 338

称号：Doctor（ドクター）

生年月日：1973/1/1

出生地：Warah, Kuwait

別名：シャフィー・アル・アジュミー；シェイク・シャフィ・アル・アジュミー
Shafi al-Ajmi; Sheikh Shafi al-Ajmi

確定に十分でない別名：シャイク・アブ・スルタン Shaykh Abu-Sultan

国籍：クウェート Kuwait

旅券番号：0216155930

住所：Area 3, Street 327, Building 41, Al-Uqaylah, Kuwait

国連制裁委員会による指定日：2014年9月23日（2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他の情報：レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644. に指定した団体）の資金調達者。2023年11月、特別首長令恩赦第225/2023号に基づき、クウェートの刑務所から釈放された。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

723. グルムロド・ハリモフ

GULMUROD KHALIMOV

国連参照番号：QDi.372

生年月日：1975/5/14；1975年頃

出生地：Varzob area, Tajikistan; Dushanbe, Tajikistan

国籍：タジキスタン Tajikistan

住所：アフガニスタン Afghanistan, Kunar and Nuristan provinces and border areas of Zebok district, Badakhshan province

国連制裁委員会による指定日：2016年2月29日（2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他の情報：イラクのアル・カーイダ(453. に指定した団体)としてリストに掲載されている ISIL(いわゆる「イスラム国」)の、シリアに拠点を置く軍事専門家、メンバー及びリクルーター。タジキスタン政府により指名手配を受けている。国連安全保障理事会決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

国家公安委員会告示（3条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第三十三号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

- 1 名簿記載者公告番号QI-23（イブラヒム・アリ・アブ・バクル・タントゥーシ（IBRAHIM ALI ABU BAKR TANTOUSH））

(1) 変更前

住所 リビア、トリポリ（2014年2月時点）

名簿に記載された年月日 2002年1月11日（2006年7月31日、2006年10月4日、2011年5月16日、2015年7月10日に及び2020年11月24日改訂）

(2) 変更後

住所 アフガニスタン（2014年6月時点）

名簿に記載された年月日 2002年1月11日（2006年7月31日、2006年10月4日、2011年5月16日、2015年7月10日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

2 名簿記載者公告番号QI-76（アル・アズハル・ベン・ハリーフア・ベン・アフメド・ルイン（AL-AZHAR BEN KHALIFA BEN AHMED ROUINE））

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2007年12月21日、2009年1月30日、2011年5月16日、2016年2月23日及び2020年11月24日に改訂）

その他参考となるべき事項 2008年2月7日にイタリア・ミラノ上訴法廷にて、テロ組織に所属していたとして6年10ヶ月の懲役判決を受ける。2007年6月5日に、テロ犯罪に関わる組織に参加したとして、チュニジアの控訴裁判所が発した命令に従ってスファックス刑務所に投獄された（事件番号9301/207）。2年15日の懲役判決を受け、2008年6月18日に釈放された。2008年7月時点で、イタリア当局は逃亡者として取り扱っている。2010年時点で、チュニジアにおいて行政管理措置下に置かれている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年

11月24日に終了した。ID番号：05258253。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2007年12月21日、2009年1月30日、2011年5月16日、2016年2月23日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他参考となるべき事項 2008年2月7日にイタリア・ミラノ上訴法廷にて、テロ組織に所属していたとして6年10ヶ月の懲役判決を受ける。2007年6月5日に、テロ犯罪に関わる組織に参加したとして、チュニジアの控訴裁判所が発した命令に従ってスファックス刑務所に投獄された（事件番号9301/207）。2年15日の懲役判決を受け、2008年6月18日に釈放された。2008年7月時点で、イタリア当局は逃亡者として取り扱っている。2009年1月20日、イタリア当局は、テロ関連犯罪で3年4か月29日の刑を言い渡されたことを受け、拘置命令（No. 70/2009 S. I. E. P）を発令した。2010年時点で、チュニジアにおいて行政管理措置下に置かれている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。ID番号：05258253。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リ

ンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

3 名簿記載者公告番号QI-79（スレイマン・ジャセム・スレイマン・アリ・アブ・ガイス（SULAIMAN JASSEM SULAIMAN ALI ABO GHAITH））

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2004年1月16日（2008年7月23日、2011年6月10日及び2020年11月24日に改訂）

その他参考となるべき事項 2001年6月にクウェイトを去り、パキスタンへ向かった。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2004年1月16日（2008年7月23日、2011年6月10日、2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他参考となるべき事項 2001年6月にクウェイトを去り、パキスタンへ向かった。クウェイト国籍は2001年に剥奪され、現在はアメリカ合衆国で収監されている。国連安全保障理事会決

議第第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

4 名簿記載者公告番号QI-211（シャフィー・スルタン・モハンメド・アル・アジュミー（SHAFI SULTAN MOHAMMED AL-AJMI））

(1) 変更前

名簿に記載された年月日 2014年9月23日（2020年11月24日に改訂）

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）の資金調達者。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

名簿に記載された年月日 2014年9月23日（2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）

その他参考となるべき事項 レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）の資金調達者。2023年11月、特別アミール勅令恩赦第225/2023号に基づき、クウェートの刑務所から釈放

された。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

5 名簿記載者公告番号QI-252（グルムロド・ハリモフ（GULMUROD KHALIMOV））

(1) 変更前

住所 シリア・アラブ共和国（2015年9月時点）

名簿に記載された年月日 2016年2月29日（2020年11月24日に改訂）

(2) 変更後

住所 アフガニスタン(Kunar and Nuristan provinces and border areas of Zebok district, Badakhshan province)

名簿に記載された年月日 2016年2月29日（2020年11月24日及び2025年8月22日に改訂）